

(別紙様式4)

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和4年7月31日

(前回公表年月日：令和3年10月1日)

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
東京ビューティー アート専門学校		平成11年12月10日		菅井 健治		〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目37番8号 (電話) 03-5805-1251			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人三幸学園		昭和60年3月8日		昼間 一彦		〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目23番16号 (電話) 03-3814-6151			
分野	認定課程名		認定学科名			専門士		高度専門士	
衛生	衛生専門課程		美容科			平成14年文部科学省 告示第84号		—	
学科の目的	「世の中の困難を希望に変える」をミッションとし、学校教育法に基づき、美容業界に従事しようとする者に必要な実践的かつ専門的な知識、技能を教授することによって、明日の美容業界を担う人材を養成することを目的とする。								
認定年月日	平成28年2月19日								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義		演習	実習	実験	実技	
2 年	昼間	67	19		58	2	0	28 単位	
生徒総定員		生徒実員		留学生数 (生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数	
248人		143人		2人		13人		19人	
学期制度	■前期 4月1日～9月30日まで ■後期 10月1日～3月31日まで				成績評価	■成績表： 有 ■成績評価の基準・方法 シラバスに定められた基準に基づき、100点法で素点を出し、それを20で割り四捨五入した5点法に換算する。 評価の基準： 評価の方法： 試験、レポート、履修状況等を総合的に勘案して行う。			
長期休み	■夏 季：7月下旬～8月下旬までの約1カ月 ■冬 季：12月下旬～1月上旬までの約2週間 ■学年末：3月上旬～4月上旬までの約1カ月				卒業・進級 条件	卒業要件： 本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に、卒業の認定を行う。卒業要件単位数は、31単位に当該学科の修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。尚、美容科においては、67単位以上とする。 進級要件： なし			
学修支援等	■クラス担任制： 有 ■個別相談・指導等の対応 担任等による定期的な個別面談、状況によりカウンセラーによる面談も実施。				課外活動	■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 部活動の他、姉妹校や関連業界へのイベント参加など ■サークル活動： 有			
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等 (令和元年度卒業生) ヘアサロン、まつ毛エクステサロン、ネイルサロン、 ブライダルサロン等				主な学修成果 (資格・検定 等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)			
	■就職指導内容 担任、及び企業担当者双方よりクラス単位での指導に加え、履歴書指導、求人票の閲覧の仕方から模擬面接指導まで、生徒が希望する職種、業界に合わせて個別指導の実施。					資格・検定名 種別 受験者数 合格者数			
	■卒業者数 79 人					美容師国家試験 ② 78人 75人			
	■就職希望者数 65 人					サービス接遇検定 ③ 78人 61人			
	■就職者数 74 人					バーソフカテ-コーディネート ③ 77人 72人			
	■就職率 94 %								
	■卒業者に占める就職者の割合 : 78 %								
	■その他 ・進学者数: 0人 ・結婚、その他分野就職など: 5人 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)								
						※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他 (民間検定等)			
						■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			

中途退学の現状	■中途退学者 24 名 ■中退率 14 % 令和3年4月1日時点において、在学者169名（令和3年4月1日入学者を含む） 令和4年3月31日時点において、在学者145名（令和4年3月31日卒業者を含む） ■中途退学の主な理由 進路変更、精神疾患、目的喪失、経済的理由など
	■中退防止・中退者支援のための取組 担任制の配置と、学年主任制による全体指導の実施。また精神的な問題を抱える生徒に対しての心理アドバイザーによるフォローなどを実施。
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有 ※有の場合、制度内容を記入 特待生入学制度 ■専門実践教育訓練給付： 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価： 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体： 受審年月： 評価結果を掲載したホームページURL
当該学科のホームページURL	https://www.sanko.ac.jp/tokyo-beauty/couse/beauty/

（留意事項）

1. 公表年月日（※1）

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況（※2）

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて（通知）（25文科生第596号）」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

（1）「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員（雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいいます。

※「就職（内定）状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

（2）「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う）。

（3）上記のほか、「就職者数（関連分野）」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果（※3）

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他（民間検定等）の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果（例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等）について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（１）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、実践的かつ専門的な職業教育を実施することを目的として、教育課程編成委員会を設置する。委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、授業科目の開設や授業方法の改善・工夫に生かす。

- （１）カリキュラムの企画・運営・評価に関する事項
- （２）各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関する事項
- （３）教科書・教材の選定に関する事項
- （４）その他、教員としての資質・能力の育成に必要な研修に関する事項等

またより正確に業界における動向や求められる人材要件を把握するため、就職・実習先企業や業界団体、資格・検定団体等と関係性を深め、幅広く連携を図ることで、業界の求めるニーズを確実に捉え、本校のカリキュラムや授業内容に反映する。

（２）教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報・意思を十分に生かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するに相応しい教育課程の編成を協力して行うものとして位置づけている。

具体的には、審議を通じて示された教育課程編成に係る意見を基に、副校長および各校教務チームによって教育課程およびシラバスの改善素案が作成され、美容分野専門委員会（別紙組織図：各専門委員会）にて提案される。提案に基づき、美容分野専門委員会にて審議の上、次年度の教育課程およびシラバスに改善内容が反映される。

（３）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
木下 美穂里	NPO法人日本ネイリスト協会理事	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（２年）	①
米山 実	株式会社アッシュ 取締役副社長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（２年）	③
佐々木 優実	株式会社リビラス 新卒採用マネージャー	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（２年）	③
木村 香奈子	東京ビューティーアート専門学校 副校長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（２年）	—
島田 美穂子	東京ビューティーアート専門学校 副校長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（２年）	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。）

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（１企業や関係施設の役職員は該当しません。）
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（４）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

（年間の開催数及び開催時期）

年2回 （７月、12月）

（開催日時（実績））

第１回 令和3年 7月 6日 13:00～14:00

第２回 令和3年12月21日 14:30～15:30

（５）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
委員会にていただいた以下の意見について対応を行っている。

◆企業側では、SNSの上げ方の注意事項などの研修をしているが、学校で写真の撮り方や活用の上での一般常識を含む基本ルールなども学んでもらえると研修が実施しやすくなる。

⇒対応：サロンワーク及びSNS・フォトスキル授業でのシラバスを見直し、より現状に即した内容への変更を検討する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的な指導を施すにあたり、美容業界における実績や、実践的かつ専門的な知識・技術およびその指導能力を有する指導者が得られる企業等を選定し、実践計画の作成から連携を図る。美容業界の求める人材要件に沿った計画、および評価基準・方法を設定し、企業等からのフィードバックに基づいた成績評価を行うことを基本方針とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

1年次に2週間程度、連携企業先で現場実習を実施し、美容業界に必要な手技や接客マナー等を習得する。また、評価については連携企業による項目別の評価をもとに最終評価に反映させ、成績認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
美容実習Ⅰ-F	美容室として現場で求められる資質や運営方法を具体的に理解する。	株式会社アッシュ 他
着付け	着物文化の指導者としての検定取得を目指し、着付けの技術や着装の指導など、着物全般に対するアドバイスをを行うための知識を習得する。	東洋きもの文化学院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

実践的かつ専門的な職業教育を実施し、明日の美容業界を担う人材を養成するためには、教員一人ひとりが常に業界ならびに実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけようという向上心がなければならない。そのために、「研修等に係る諸規程」に基づき、計画的に以下の研修を実施している。

・企業等から講師を招いた実践的かつ専門的な知識・技術・技能を修得するための研修

・企業等から講師を招いた指導力の修得・向上のための研修

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	美容業界の今、自分にあったサロンの見つけ方	連携企業等：	株式会社リクルートライフスタイル
期間：	令和3年8月20日（金）	対象：	教員（20名）
内容	現在の美容業界の動向を知ることによって業界で求められる人材を育成する。また、就職指導においては学生と		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	発達障害について	東海大学	
		連携企業等：	課程資格教育センター
期間：	令和3年8月28日(土)	対象：	全教職員（84名）
内容	発達障害（ASD,ADHD,ADD）に対する知識を深め、学生指導に活かす。		

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	未来の美容教育	連携企業等：	株式会社iii（スリー）
期間：	令和4年8月19日(金)	対象：	教職員(24名)
内容	今後の美容業界の動きを見据えて、学校及び教員としての在り方を学び、業界のニーズに合わせたICT教育を取り入れた教育の活かし方と指導方法について。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	ウィズコロナ時代における専門学校教育のあり方	連携企業等：	佛教大学・教育学部
期間：	令和4年8月26日(金)	対象：	全教職員(85名)
内容	コロナ禍における生徒の変化と傾向の解説と指導方法について。		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者として、関連分野の業界関係者及び卒業生、地域に根差した関連企業と共に、学校関係者評価委員会を設置して、教育目標や教育について評価し、その評価結果を次年度の教育活動および学校運営の改善の参考とする。

学校関係者評価は、「専修学校における学校評価のガイドライン」の評価項目を使用して実施した自己点検・自己評価の結果を基に実施することを基本方針とする。また評価結果は学校のホームページで公表し、委員会で得られた意見についてはすみやかに集約し、各業務担当者にフィードバックすることで、学校運営の改善に生かすものとする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 学修成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の受入れ募集
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	(11) 国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員会にていただいた以下の意見について対応を行っている。

◆インターンシップの実施を受け入れるにあたり企業側としては、条件や目的などを明確に提示してもらうことで受け入れがスムーズになる。

⇒対応：学生・企業にとっても有意義なインターンシップにしていけるため詳細に内容を詰めて提示していくとともに現場で活躍が出来る接客スキルを身に付けるため、各授業において指導を強化していく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
平井 宏子	SANKO日本語学校 綾瀬校 教務主任	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日(1年)	教育に知見を有する者
佐々木 護	飛鳥未来きずな高等学校お茶の水キャンパス キャンパス長	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日(1年)	教育に知見を有する者
伊藤 隆充	CYANDELUGCA 代表	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日(1年)	企業等委員
石井 真琴	卒業生	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日(1年)	卒業生
安部 一実	VINGT NAIL ディレクター	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日(1年)	企業等委員
五月女 瞳	PERSONAL BODYCARESALON LEA 代表	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他 ())

URL : <https://www.sanko.ac.jp/tokyo-beauty/disclosure/kankeisya2022.pdf>

公表時期 : 令和4年8月24日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に則って情報提供を行うことを基本方針とし、以下の姿を目指す。

1. 学校の指導方針や課題への対応方法等に関し、教職員・生徒間、学校・家庭間の共通理解が深まり、教育活動の活性化や学校運営の円滑化につなげること。

2. 入学希望者やその保護者に対し、進路選択に当たっての有用な情報を提供するとともに、一人ひとりの能力・適性にあった望ましい進路の実現に資すること。

3. キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、業界関係者に情報提供することで、相互の対話が促され、実習・就職指導等企業等との連携による活動の充実や、業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につなげること。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標および計画
(2) 各学科等の教育	学科概要、カリキュラム、シラバス、客観的な指標の算出方法、卒業要件、目指すべき人材像、取得可能資格、就職実績
(3) 教職員	教員数、組織、専門性
(4) キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育への取り組み、実習実技への取り組み
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事
(6) 学生の生活支援	生活上の諸問題への対応
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、就学支援
(8) 学校の財務	学校の財務
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他 ())

URL : <https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/schoolinfo/tokyo-beauty.pdf?data=0627>

公表時期 : 令和4年8月24日

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科) 令和4年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 技 実 習	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			保健Ⅰ	人の身体の構造や機能を理解し、健康に保つ方法や疾患など、美容と健康の関わりについて学びます。	1 年 通	30	1	○			○			○	
2	○			保健Ⅱ	皮膚付属器官の構造及び機能・毛髪などの構造・機能の知識を美容技術と関連させて学びます。	2 年 通	60	2	○			○			○	
3	○			文化論Ⅰ	美容文化史・美容デッサン・服飾・ファッション・デザインの変遷・色彩や表現方法などについて学びます。	1 年 通	30	1	○			○			○	
4	○			文化論Ⅱ	美容文化史・美容デッサン・服飾・ファッション・デザインの変遷・色彩や表現方法などについて学びます。	2 年 通	30	1	○			○			○	
5	○			運営管理	サロン経営に必要な経営管理・労務管理・接客法・マーケティングなどの知識・手法を学びます。	1 年 通	30	1	○			○			○	
6	○			美容技術理論Ⅰ	基礎から特殊技術までの器具の取り扱い、その目的や種類・特徴・技術上の注意点について学びます。	1 年 通	90	3	○	△		○		○		
7	○			美容技術理論Ⅱ	エステ・メイク・ネイル・着付け・まつ毛エクステンションなど美容全般の技術と理論について学びます。	2 年 通	60	2	○	△		○		○		
8	○			関係法規・制度	衛生行政・美容師法など、美容に係わる法律について学び、知識を深めます。	2 年 通	30	1	○			○			○	
9	○			衛生管理Ⅰ	公衆衛生について学び、感染症と環境衛生・消毒の義務や目的など、サロンにおける衛生管理を学ぶ中で、衛生面についての理解を深めます。	1 年 通	30	1	○			○		○		
10	○			衛生管理Ⅱ	公衆衛生について学び、感染症と環境衛生・消毒の義務や目的など、サロンにおける衛生管理を学ぶ中で、衛生面についての理解を深めます。	2 年 通	60	2	○			○		○		
11	○			香粧品化学	美容機器・香粧品を適正に取り扱うために、機械器具・香粧品の働きを理解し、正しく取り扱う上で必要な科学的知識を学びます。	2 年 通	60	2	○			○			○	
12	○			美容実習Ⅰ-A	用具類の規格について説明。美容師国家試験第2課題を中心に第1課題、衛生までの範囲を学ぶ。シャンプーの基礎も取り入れハンドブローまでの技術を習得。	1 年 前	90	3			○	○		○		

13	○		美容実習Ⅰ-B	シャンプーの目的と頭皮毛髪の基本的知識を習得し、施術内容によるシャンプーの違いを知る。ヘアカットの基礎を知り、カットの仕方によってのヘアデザインの違いを知る。	1 年 前	90	3			○	○		○			
14	○		美容実習Ⅰ-C	美容師国家試験第2課題ワインディング技術について基礎を理解して習得する。頭部の名称からヘアアレンジの基礎技術・現場での基礎技術を出せる様にする。	1 年 前	90	3			○	○		○			
15	○		美容実習Ⅰ-D	美容師国家試験第1課題レイヤーカットの構成・基礎知識を習得する。美容師国家試験第2課題ワインディング技術を試験時間内に巻くことができ、国家試験レベルの技術を習得する。	1 年 後	90	3			○	○		○			
16	○		美容実習Ⅰ-E	美容師国家試験第2課題オールウェーブセッティング基礎知識を身に付ける。	1 年 後	90	3			○	○		○			
17	○		美容実習Ⅰ-F	美容室として現場で求められる資質や運営方法を具体的に理解する。	1 年 後	60	2			○		○	○		○	
18	○		美容実習Ⅱ-A	美容師国家試験合格に向けた試験時間内に合格基準を満たす技術を習得する。	2 年 前	60	2			○	○		○			
19	○		美容実習Ⅱ-B	美容師国家試験合格に向けた試験時間内に合格基準を満たす技術を習得する。	2 年 前	60	2			○	○		○			
20	○		美容実習Ⅱ-C	美容師国家試験合格に向けた試験時間内に合格基準を満たす技術を習得する。	2 年 後	90	3			○	○		○			
21	○		美容実習Ⅱ-D	美容師国家試験合格に向けた試験時間内に合格基準を満たす技術を習得する。	2 年 後	90	3			○	○		○			
22	○		美容実習Ⅱ-E	美容師国家試験合格に向けた試験時間内に合格基準を満たす技術を習得する。	2 年 後	90	3			○	○		○			
23		○	ビジネス マナーⅠ	検定取得を目指し、敬語の使い方や履歴書の書き方・ビジネス文書の書き方など、社会人としての考え方をはじめ、ルールやマナーを学ぶ。	1 年 前	30	1	○			○		○			
24		○	ビジネス マナーⅡ	検定取得を目指し、敬語の使い方や履歴書の書き方・ビジネス文書の書き方など、社会人としての考え方をはじめ、ルールやマナーを学ぶ。	1 年 後	30	1	○			○		○			
25		○	カラー&ファッ ションⅠ	フッショコディネートの現場で即戦力となれるように、色に関する知識、法則、技法を理論的かつ実践的に身に着けます。パーソナルカラーコーディネートの資格取得を目指します。	1 年 前	30	1	○			○				○	
26		○	カラー&ファッ ションⅡ	フッショコディネートの現場で即戦力となれるように、色に関する知識、法則、技法を理論的かつ実践的に身に着けます。パーソナルカラーコーディネートの資格取得を目指します。	1 年 後	30	1	○			○				○	
27		○	着付け	着物文化の指導者としての検定取得を目指し、着付けの技術や着装の指導など、着物全般に対するアドバイスを行うための知識を習得します。	2 年 通	60	2	△	○		○				○	○

28			○	ヘアアレンジ	前期にホットカーラー、ピンうち、ポニーテール、編み込みなどの基礎テクニックを習得し、後期には夜会巻きや成人式などの行事ごとに活用できるアレンジテクニック習得を目指す。	1 年 通	30	1	△	○			○		○				
29			○	未来デザインプログラム	ビジネス書の「7つの習慣」を教材に用い、7つの項目を習慣化することにより成功する為の力を養う。	1 年 通	30	1	○				○		○				
30			○	就職対策Ⅰ	就職の心構えや目的から伝え、企業のエントリー方法や実践的な面接指導、そして内定後までの流れを指導します。	1 年 通	30	1	○				○		○				
31			○	就職対策Ⅱ	就職の心構えや目的から伝え、企業のエントリー方法や実践的な面接指導、そして内定後までの流れを指導します。	2 年 通	30	1	○				○		○				
32			○	美容実践Ⅰ-A	メイクアップ、パーマ・カラー、花嫁着付け、ネイルなどの美容に関わる科目全般を選択履修。応用技術・深い知識及び実践力を身につける。	1 年 後	90	3		○			○		○				
33			○	美容実践Ⅰ-B	ヘア➡サロンワークに必要なカットスタイルの基礎を理解し、スタイルに合わせたブローやスタイリングを学ぶ。カラーリングの基礎を理解し、実践的に学ぶ。メイク➡スキンケアからフルメイクまでのメイクの技術を習得し現場を意識して実践できるようになる。	1 年 後	90	3		○			○		○				
34			○	美容実践Ⅰ-C	着付け➡着付に関する知識・技術を身につける。メイク➡スキンケアからフルメイクまでのメイクの技術を習得し現場を意識して実践できるようになる。	1 年 後	90	3		○			○		○				
35			○	美容実践Ⅰ-D	ネイルについて歴史などの背景から始まり各部名称や病気・消毒法などを理解し、基礎的なマニキュア技術を実践できる	1 年 後	90	3		○			○		○				
36			○	美容実践Ⅰ-E	ネイル➡ネイルについて歴史などの背景から始まり各部名称や病気・消毒法などを理解し、基礎的なマニキュア技術を実践できる メイク➡スキンケアからフルメイクまでのメイクの技術を習得し現場を意識して実践できるようになる。	1 年 後	90	3		○			○		○				
37			○	美容実践Ⅱ-A	ヘア➡パーマメントウェーブの理論を学び薬剤の特徴、仕上がり、使用目的に応じた使い方を学ぶ。コンテストにおいて必要なテクニックやカラーデザインを身に付け、デザインに応じたスタイル作成。メイク➡メイクアップ技術と理論を理解し、サロンスタイルで使用できるメイクを学ぶ	2 年 前	90	3		○			○		○				
38			○	美容実践Ⅱ-B	メイクアップの技術と理論を理解し、メイクの基礎から応用技術までを習得する。	2 年 前	90	3		○			○		○				
39			○	美容実践Ⅱ-C	エステ➡身体や皮膚の生理機能に基づいたフェイシャル・ボディトリートメントを学び、エステティックの流れ、基本の手技を覚え一つ一つの手技の意味を理解する。メイク➡スキンケアからフルメイクまでのメイクの技術を習得し現場を意識して実践できるようになる。	2 年 前	90	3		○			○		○				
40			○	美容実践Ⅱ-D	基礎的なネイル技術から実践的な技術としてチップを使った補強を学び、JNAジェル検定初級取得から中級までの技術やデザインジェルをマスターし、サロンで接客のできる技術を習得する。	2 年 前	90	3		○			○		○				
41			○	美容実践Ⅱ-E	美容師国家試験合格に向けた試験時間内に合格基準を満たす技術を習得する。	2 年 前	90	3		○			○		○				

42			○	サロンワークA	実践を通して就職後のサロンワークを想定した授業で応用力や実践力を磨く。	2 年 通	120	4		○		○		○			
43			○	サロンワークB	撮影におけるフォトやヘアメイクを学び体験する。「美」をととして人を魅了することへの表現力を身につける。	2 年 通	120	4		○		○		○			
44			○	サロンワークC	ネイルについて歴史などの背景から始まり各部名称や病気・消毒法などを理解し、基礎的なマニキュア技術を実践できる。ブライダルの基本知識を現場を意識しながら実践する。	2 年 通	120	4		○		○		○			
45			○	サロンワークD	まつ毛エクステンションの理論、眼の周りの病気、禁忌、薬剤の使い方、装着の仕方を学び、実践に慣れさせる。	2 年 通	120	4		○		○		○			
46			○	サロンワークE	JNAジェル検定中級の技術やデザインジェルをマスターし、サロンでお客様に説明しながら施術ができる。	2 年 通	120	4		○		○		○			
合計						46	科目		107 単位 (3210単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	本校に修業年限以上在学し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に、卒業の認定を行う。卒業要件単位数は、31単位に当該学科の修業年限相当数を乗じた単位数以上とする。尚、美容科においては、67単位以上とする。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：	原則として教育課程に定められている順序で履修する。 「着付け」については該当科目を必修科目としている。	1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。